

秋田県 手をつなぐ親たち

第 40 号

平成22年
春

社団法人
秋田県手をつなぐ育成会
発行人 佐藤 要治

平成22年3月31日発行

秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館内 TEL 018(864)2718

平成二十一年度第二回総会
平成二十二年三月十九日
於 県社会福祉会館会議室
佐藤要治会長あいさつ

平成二十二年度の事業計画、予算についてご審議をいただくこととしている。アンケートや市町村育成会、施設保護者会全県研修研究大会での検討結果を踏まえ、来年度は新しい取り組みとして、若いリーダーを育成する研修会の開催を考えている。育成会も県、市町村、保護者会の役員が大部分高齢化してきており、次代を担うリーダーの育成が課題となっている。それから施設保護者会の情報交換会や特別支援学校の保護者との研修会、懇談会などを考えているので、地域の育成会、保護者会の役員等の方々のご協力をお願いする。

国の動向については、皆様方に配布します全日本の速報二十九号に載っていますが、自立支援法の廃止にともない、障害者制度改革推進会議が昨年十二月に立ち上げられ、既に何回か会合が開催されている。委員は全部で二十四名、その中の十四名はいわゆる障害者団体の委員で、あとは学識経験者などであると聞いている。新しい政権は障害者の団体の意見をいかに大切にしているかとい

う現れかと考えられ、全日本共々意を強くしているところである。

今日の総会の内容については、これから地域で総会、役員会などを開催すると思うので、会員の皆様に確実に伝達をお願いする。

今日は、県健康福祉部障害福祉課鈴木課長と担当の菅野主幹にご出席をいただいている。この後、ご祝辞と来年度の障害福祉の事業関係についてご説明いただくことにしている。議会開会中のお忙しい中にもかかわらず、ご出席いただき感謝申し上げます。来年度の事業を決める総会なので十分な審議をお願いして挨拶とする。

来賓祝辞

秋田県健康福祉部障害福祉課

課長 鈴木哲弥

皆様には、秋田県の障害福祉の推進についてご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、最近における障害者施策は、法改正を伴う大きな流れの中にあります。先ほど佐藤会長からもお話がありましたとおり、国で検討を進めております障害者総合福祉法、まだ仮称ですが、これについては、障害者制度改革推進会議において障害者団体の方々からご意見をいただきました

がら、今年の夏までには改革の基本方針を策定するという段階です。

秋田県におきましても、障害者の社会的、経済的自立を促進するため、秋田県二〇一〇チャレンジプランに盛り込んで種々施策を進めているところですが、この計画の来年度次期計画の策定作業に入ることとなっており、次代にあつたより具体的な計画、内容とするため、我々といったしましても国の動向を注視しているところです。

育成会におかれましても、今日の報告の中にもありますとおり、新公益法人改革の施行に伴い、平成二十五年十一月までに、新制度における法人に移行しなければならぬと伺っております。今後の方向性や事業の検証がこれから必要となってくると思われま

こうした中にあり障害者の方々の自立を支え、地域で安心して暮らせる社会の実現のために、様々な事業を今後もしっかりと皆様と行政が一体となって進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも特段のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

終わりになりましたが、秋田県手をつなぐ育成会のますますのご発展と皆様のご健勝を祈念しお祝いの言葉とします。

平成二十二年事業計画

一 本年度事業の方針

知的障害児・者福祉制度は、長い間の措置費制度から支援費制度を経て、障害者自立支援制度へと激変してきました。そして、昨年の政権交代により、自立支援制度は廃止の方向にあり、これに変わる新たな法体系の整備が検討されており、育成会としては、今後の動向を注意深く見守りながら、我々にとつてより良い制度となるよう要望していく必要があります。

秋田県手をつなぐ育成会は、こうした国の動きを踏まえ、全日本手をつなぐ育成会と情報交換、協議する一方、アンケート結果、および市町村、施設保護者会会長研修、全会員研修・研究大会での協議、検討事項を中心に、積み残された問題の解決を含め、次の事を方針として事業を推進します。

①次代を担う人材の育成と組織加入、個人加入拡大のための取り組み

②新しい制度「障がい者総合福祉法」（仮称）の動向や、自立に向けた権利擁護に関する諸問題を研修、理解を実現するための

取り組み

③県内3地区組織体制を拡大強化し、持続性のある事業とするための取り組み

④手をつなぐ育成会秋田県大会の開催と今後のありかた、内容の検討

⑤県内施設保護者会の情報交換、研修会など連携の機会を強めるための取り組み

⑥本人活動に対する積極的な支援、協力（特に人的支援を）

⑦秋田県知的障害者福祉協会との情報交換と協働活動するための取り組み

⑧行政機関、教育機関、他関係団体との連携強化と情報の交換

⑨会員が必要とする資料のスピーディな配布と周知

二 主な事業（抜粋）

（一）研修事業等の実施

①障害者支援事業合同会議

②市町村育成会・施設保護者会長会議

③秋田県手をつなぐ育成会地区別（三地区）協議会の開催

④秋田県手をつなぐ育成会リーダー研修会（新）

⑤特別支援学校（養護学校）保護者会との懇談会（新）

⑥施設保護者会連絡会議（新）

（二）本人活動の実施

①スポーツ教室の開催

②本人活動支援事業の実施

③「秋田県ともだちの会」の支援

以上、平成二十二年事業計画、平成二十二年一般会計予算、特別会計予算は承認されました。このほか、育成会の課題解決のための取り組みとして、次の運営部会を設置して集中的に対策を協議し、実行することとした。

①財政基盤確立対策部会

②会員拡大対策部会

③新公益法人制度移行対策部会

総会における行政説明

知的障害者行政について

県障害福祉課地域生活支援班

主幹 菅野克己

一 障害者自立支援法の廃止と新法制定

（二）障害者自立支援法について

【自立支援法制定前の問題点】

○身体・知的・精神の障害種別ごとにサービス提供され、施設・事業体系がわかりにくく、サービスが利用しにくかった。

○従来の国と自治体の費用負担ルールでは増え続けるサービス利用の

ための財源を確保できなかった。

【障害者自立支援法】

（平成十八年制定）

○三障害（身体・知的・精神）施策の一元化

※サービス利用の仕組みを一元化：三十三施設体系→六事業に再編

○費用負担を明確に

国：一／二、県：市町村各一／四、利用者：一割負担

【障害者自立支援法の問題点】

◆自己負担増加（応能負担→応益負担（一割））

◆事業者の経営困難（登録人数による補助金→報酬制のため収入減少）

◆障害程度区分の認定（身体障害のない知的・精神は軽度に見られがち）

◆地域格差の拡大

【障害者自立支援法改正案】（廃案）

◆利用者負担の見直し

◆障害者の範囲・障害程度区分の見直し

◆相談支援の充実

◆障害児支援の強化

◆地域における自立し生活のための支援の充実

（二）障害者自立支援法の廃止と新法制定について

【連立政権合意】

○「障害者自立支援法」は廃止し、

「制度の谷間」がなく、利用者の応能負担を基本とする総合的な制度をつくる。（「連立政権樹立にあたっての政策合意」より）

二 知的障害者に対する支援事業

（一）市町村地域生活支援事業

①相談支援事業

・障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利保護のために必要な援助をすることを目的に行うもの

②日常生活用具給付事業

・重度障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的に行うもの

③移動支援事業

・屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的に行うもの

④地域活動支援センター機能強化事業

・障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流

の促進等の便宜を供与する地域

活動支援センターの機能を充実強化し、もって障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的に行うもの

⑤生活支援事業

・障害者等に対し、日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援などを行うことにより生活の質的向上を図り、社会復帰を促進することを目的に行うもの（生活訓練等事業、本人活動支援事業、ボランティア活動支援事業、福祉機器リサイクル事業）

⑥日中一時支援事業

・障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に行うもの

⑦生活サポート事業

・介護給付支給決定者以外の者について、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行うことにより、障害者の地域での自立した生活の推進を図るもの

⑧社会参加促進事業

・スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、障害者の社会参加を促進することを目的に行うもの

もの

（二）県地域生活支援事業

①障害者就業・生活支援センター事業

・障害のある人の職業生活の自立を図るため、就業や就業に伴う日常生活の支援を必要とする障害のある人に対して、雇用、保険、福祉、教育関係機関との連携を図り、指導、助言等の支援を行うもの

②市町村障害者支援事業（県手をつなぐ育成会へ委託）

・知的障害者本人が公共施設の清掃、老人ホームでの奉仕、一人暮らし高齢者宅の除雪等の奉仕活動を支援するもの

平成二十二年度の当面の予定

一 第一回理事会

五月十三日（木） 十時三十分

県社会福祉会館

二 第一回総会

五月二十九日（土） 十時三十分

県社会福祉会館

三 第五十二回手をつなぐ育成会

秋田県大会（横手大会）

八月一日（日） 九時五十分

横手市 平鹿生涯学習センター

四 第五十九回全日本手をつなぐ育

成会全国大会・第五十回東北プロ
ツク大会
十月三十日（土）～三十一日（日）

編集後記

今年度は、福祉医療機構から助成をいただき、アンケート調査やパンフレットの作成、三地区協議会の立ち上げ、全県研修・研究大会などの事業を皆様のご協力のお陰で、実施する事ができました。

平成二十二年度は、これらの事業による下地をもとに、育成会運動の原点に立ち返り、地域での会員一人ひとりの活動が、育成会運動を支えているということを基本に、事業を展開したいと考えておりますので皆様のご協力をお願いします。

事務局一同



第52回手をつなぐ育成会秋田県大会（横手大会）

<大会スローガン>

親も子も安心して暮らせる地域社会を目指そう！
・自立支援協議会を活かした地域づくりを考える

<日 時>

平成22年8月1日（日）
午前9時50分から午後3時20分

<会 場>

横手市平鹿生涯学習センター（電話 0182-24-1340）
横手市平鹿町浅舞字覚町後140

<主な内容>

- ・式典
- ・講演 テーマ「親子の絆、家族の絆、地域の絆」（仮題）
元平鹿町教育長 柿崎洋悦氏
- ・アトラクション
鍋倉囃子 他
- ・デスカッション テーマ「安心して暮らせる地域社会づくり」
- ・本人大会
社会見学（まんが美術館、ふるさと村）・話し合い

<参加費>（資料・昼食代含む）

参加者 1人 2,000円
本 人 1人 1,000円

広告

ぜんちの あんしん保険

少額短期健康総合保険（無告知型）

「ぜんちのあんしん保険」は、一般的な「医療保険」「損害保険」「生命保険」の3種類の保障内容を備え、さらに様々なトラブルに対処する弁護士費用を補償する「権利擁護費用補償」も付帯しています。少額短期保険ならではのより幅広い保障を、より少ない費用で可能にした総合保険です。

4つの保障で
大きな安心

医療保障

1泊2日からの
手厚い入院保障！

個人賠償責任補償

もしものときに
賠償補償！

権利擁護費用補償

頼もしい
権利擁護費用補償！

死亡保障

万一のときの
死亡保障！

■保障内容・保険料 Aプランの場合（契約年齢）満5歳～満74歳

年間保険料 15,000円

病気やケガで死亡されたとき 10万円

てんかん以外で入院されたとき※（1日につき） 10,000円

てんかんで入院されたとき※（1日につき） 5,000円

入院一時金 10,000円

ケガで通院されたとき※（1日につき） 1,000円

※ 30日を限度とします。

法律相談費用 5万円までの実費

弁護士委任費用 100万円までの実費

接見費用 1万円までの実費

個人賠償責任保険金（自己負担なし） 1,000万円まで

●より保障が大きい Bプラン Cプラン があります。

注目！

「権利擁護費用補償」とは？



知的・発達障害やてんかんのある方がトラブルから救済するための費用を補償するのが「権利擁護費用補償」です。知的・発達障害やてんかんのある方に理解のある弁護士への法律相談や委任費用をサポートします。

*この広告は商品の概要を説明しております。ご契約の際には必ず「パンフレット」「重要事項説明書」をご確認ください。

詳しい資料をお送りします。お気軽にご連絡ください。

お問い合わせは
当社代理店まで
願いたします。

●募集代理店

岩手県代理店（株）エフシーバンク

TEL 019-643-1511

FAX 019-643-1512

〒020-0121 岩手県盛岡市月が丘2-8-1 マルエイビル2F

●引受保険会社

ともに助け、ともに生きる



ぜんち共済株式会社

関東財務局長（少額短期保険）第14号

〒101-0032 東京都千代田区岩本町三丁目5番8号
岩本町シティプラザビル5階